地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書 新旧対照表 の正誤

| 正 | 誤 |
| --- | --- |
| 改定後（第2.0版）［略］２.２ 基本データリスト［略］(2)　各カラムの説明［略］⑩ 繰り返しデータ項目の値が２個以上必要と考えられるが、機能標準化基準では個数が規定されていない項目について、最大個数を記載している。また、出力については、繰り返しの値の数だけデータを作成することとし、管理する値がない場合においては、nullを出力すること。［略］ | 改定後（第2.0版）［略］２.２ 基本データリスト［略］(2)　各カラムの説明［略］⑩ 繰り返しデータ項目の値が２個以上必要と考えられるが、機能標準化基準では個数が規定されていない項目について、最大個数を記載している。また、出力については、値を保持しているデータの個数分のカラムを出力すること。データ出力条件が必須ではなく、かつ、管理する値がない場合においては、nullとして1個出力すること。データがない場合においては、も繰り返しの値の数だけデータを作成すること。［略］ |

備考　［略］は本正誤においての省略を表す。